

**令和 8 年度台湾市場向け旅行会社招へい・商談会実施事業
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

本事業では、石川県、加賀市及び小松市が連携し、南加賀エリアへの誘客促進及び周遊促進を図るため、台湾の旅行会社を招へいし、観光資源や宿泊施設等の魅力を紹介するとともに、県内観光関連事業者との商談機会を創出することにより、旅行商品造成、送客拡大及び県内への誘客効果の広域化を図ることを目的とし、「令和 8 年度台湾市場向け旅行会社招へい・商談会実施事業」について、プロポーザル参加事業者を募集します。

1 委託業務

(1) 業務名

令和 8 年度台湾市場向け旅行会社招へい・商談会実施事業

(2) 業務内容

別添「仕様書(案)」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 19 日まで

2 提案上限額

4,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、委託業務の内容の実施にかかる全ての費用を含む。

3 本プロポーザルへの参加条件

石川県競争入札参加者資格（物品等）に、令和 8 年 9 月 1 日(火)時点で登録されている者。

4 選考の流れ

項 目	期 限
① 実施要領等の公表	令和 8 年 9 月 9 日（水）
② 質問の受付	令和 8 年 9 月 16 日（水）正午まで
③ 参加申込書の受付	令和 8 年 9 月 24 日（木）正午まで
④ 企画提案書の受付	令和 8 年 9 月 29 日（火）正午まで
⑤ 書面審査及び結果の通知	令和 8 年 10 月上旬[予定]

5 説明会の開催、質問の受付及び回答

(1) 説明会の開催

説明会は開催しない。

(2) 質問票の提出方法

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問票(様式 1) に内容を記入の上、以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【質問票提出】」

令和8年度台湾市場向け旅行会社招へい・商談会実施事業」とすること。なお、面接又は電話での質問には応じない。

【宛先】石川県国際観光課 アジア誘客戦略グループ宛

k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 質問票の受付期限

令和8年9月16日（水）正午まで

(4) 回答方法

電子メールの受信後、石川県国際観光課から受信確認のメールを送付し、追って回答のメールを送付する。なお、評価基準の配点に関する内容や、他の応募者に関する内容等の質問については受け付けない。

(5) 質問回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、石川県ホームページ内の以下のページにて公開する。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/r8twfam.html>

6 参加申込書の受付

①提出書類（以下2点[ア、イ]）

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社概要及び業務実績（様式3）

②提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【参加申込書等提出】令和8年度台湾市場向け旅行会社招へい・商談会実施事業」とすること。

【宛先】石川県国際観光課 アジア誘客戦略グループ宛

k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

③提出期限

令和8年9月24日（木）正午まで

④備考

電子メールの受信後、石川県国際観光課から受信確認のメールを送付する。

7 企画提案書の作成

企画提案書は1者につき1案のみとし、以下の要領により作成すること。

(1) 形式

・サイズ：A4（縦）

・頁数：15頁以内（表紙含む）

※指定頁数を超える部分については審査対象外とする。

・文字：本文10ポイント以上（図や表など挿入資料の文字は除く）

(2) 業務実施内容

・別紙「仕様書(案)」に基づいた企画案とすること。仕様書によらない企画案も受け付け

る。但し、仕様書の事業項目のうち、企画案に含めないものがある場合は、その理由を記入すること。

(3) 企画提案内容

- ・以下の項目を盛り込んだ企画提案書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）
 - (i) 企画提案者の概要
 - (ii) 企画提案内容
 - ・業務内容
 - ・スケジュール及び業務実施体制
 - (iii) 参考見積及びその内訳
 - ・経費の見積には、提案内容に係る全ての費用を含むこと。（ただし、仕様書案で費用に含まない旨の記載があるものは除く。）それぞれの項目・単価・数量等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と必ず区分して記載すること。

(4) 再委託の有無（ただし、発注者の承諾を要するものに限る。）

- ・再委託をする場合は、再委託する事業者名、住所、業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額を記載すること。（様式不問）
（業務範囲に旅行業に該当する行為を含む場合は、旅行業の登録番号）
- ・再委託する業務範囲、再委託の必要性については具体的に記載することとし、下記（i）～（ii）が明確に判断できるようにすること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における（i）に限る。

- (i) 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。
- (ii) 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。
- (iii) 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

(5) その他

- ・企画書には提案者が特定できるもの（社名・個人名等）を一切記載しないこと。

※「企画書の表記等で提案者が特定できないようにし、公正な審査が行える環境を整える」という、本注意事項の趣旨を踏まえ、企画書を作成すること。

8 企画提案書の受付

(1) 提出書類（以下3点【ア、イ】）

ア 企画提案書の提出について（様式4）

イ 企画提案書（様式任意。ただし「7 企画提案書の作成」の内容を条件とする。）

(2) 提出形式

- ・「8（1）提出書類」の「ア～イ」2点について、以下のとおり、「電子データ」にて提出

すること。

ア 企画提案書の提出について（様式 4）

イ 企画提案書

〔 内訳：（i）提案者名の記載があるもの（事務処理用）
（ii）提案者名の記載がないもの（審査用） 〕

※データ量は原則 10MB 以内に収めること。

10MB を超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

(3) 提出方法

・以下の宛先に電子メールにより提出すること。

（宛先）石川県国際観光課 アジア誘客戦略グループ宛

k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp （TEL 076-225-1128）

提出の際は、件名を「【企画提案書提出】令和 8 年度台湾市場向け旅行会社招へい・商談会実施事業」とすること。また、メール送信後に送信した旨を提出先に電話すること。

(4) 受付期限

令和 8 年 9 月 29 日（火）正午まで

(5) 留意事項

ア 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、プロポーザル参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

イ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。

ウ 提出期限後の、プロポーザル関係書類の再提出及び差替は、一切認めない。

エ 石川県国際観光課から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

9 選定に係る事項

(1) プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

(2) プロポーザルの審査

ア 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書、企画提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。

イ 審査基準

審査項目	評価基準	配点
1. 業務内容の理解度	(1) 事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか。 (2) 事業主体の要請する内容を満たしているか。	各 5 点
2. 企画力	(1) 提案された手法・メニューに創造性があるか。 (2) 提案された手法・メニューに十分な効果が見込まれるか。	各 5 点

3. 業務遂行力	(1) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。 (2) 事業実施スケジュールは妥当か。	各 5 点
4. 経費積算の妥当性	(1) 見積書の内容や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づいた内容になっているか。 (2) 企画内容に見合った適切な経費となっているか。	各 5 点

ウ 参加者が 1 者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定する。

エ 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に速やかに書面により通知する。

オ 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

カ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと。
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した受託候補者と石川県、加賀市及び小松市が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で、受託候補者はそれぞれ個別に契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案のあった内容を基本とする。

(2) 契約金額の確定

契約金額は、(1) により確定した仕様書に基づき、石川県、加賀市及び小松市がそれぞれ見積書を徴収し決定する。なお、各契約金額は事業要領に定める各団体の負担上限額を超えないものとする。

(3) 契約に用いる通貨および為替変動

契約は日本円で行い、為替変動による契約額の改定は行わない。

(4) その他

受託候補者と石川県、加賀市及び小松市との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

石川県情報公開条例に基づき、公開請求のあった公文書については、不開示情報を除き、公開を行う。